

政令番号とは

- 政令改正毎に指定化学物質に1から順番に番号をつけたもの
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の別表第一（第一条関係）の号番号
- 政令改正の前と後で同じ物質でも番号が変わる場合がある

管理番号とは

- 1 指定化学物質に対応する固有の1番号をつけたもの
- 今後「PRTR届出の手引き」に掲載される予定

※https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html（経済産業省HP）ではすでに公表済み 別添「経済産業省HP公表済み管理番号一覧」参照

- 今後、政令改正により指定化学物質が追加・削除されても変わらない番号

次スライドから詳しく⇒

現行の政令番号

管理番号	物質名称	別名	2021 (R3) 改正				2008 (H20) 改正				変遷等				
			第一種	特定第一種	第二種	政令番号	第一種	特定第一種	第二種	政令番号	欠番	種変更・追加	範囲変更	新規追加	名称変更
1	亜硝酸塩					1-001	●			1-001					
2	アセトアルデヒド					1-003	●			1-002					
3	アセトニトリル					1-004	●			1-003					
4	アクリル酸及びその水溶性塩		●			1-006	●			1-004					
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		●			1-007	●			1-005					
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル			●		2-001	●			1-006		▲			
7	アクリル酸ブチル		●			1-009	●			1-007					◇ (ノルマル削除)
8	アクリル酸メチル		●			1-010	●			1-008					
9	アクリロニトリル		●			1-011	●			1-009					
10	アクロレイン		●			1-012	●			1-010					
11	アジ化ナトリウム						●			1-011	●				
12	アセトアルデヒド		●	●		1-017	●			1-012		□			
13	アセトニトリル						●			1-013	●				
14	アセトンシアノヒドリン		●			1-018	●			1-014					
15	アセナフテン		●			1-019	●			1-015					

現在この番号でP R T R届出が行われている。
 政令改正で指定化学物質が追加・削除されると
 (第一種から第二種に降格・昇格した場合も)、
 同じ物質でも政令番号が変わることがある。

管理番号	物質名称	別名	2021 (R3) 改正				2008 (H20) 改正			変遷等					
			第一種	特定第一種	第二種	政令番号	第一種	特定第一種	第二種	政令番号	欠番	種変更・追加	範囲変更	新規追加	名称変更
1	亜鉛の水								1-001						
2	アクリル								1-002						
3	アクリル								1-003						
4	アクリル酸及びその水溶性塩		●			1-006	●		1-004						
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		●			1-007	●		1-005						
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル				●	2-001	●		1-006		▲				
7	アクリル酸ブチル		●			1-009	●		1-007						◇(ノルマル削除)
8	アクリル酸メチル		●			1-010	●		1-008						
9	アクリロニトリル		●			1-011	●		1-009						
10	アクロレイン		●			1-012	●		1-010						
11	アジ化ナトリウム						●		1-011	●					
12	アセトアルデヒド		●	●		1-017	●		1-012		□				
13	アセトニトリル						●		1-013	●					
14	アセトンシアノヒドリン		●			1-018	●		1-014						
15	アセナフテン		●			1-019	●		1-015						

政令番号とは別に、
 1つの化学物質に対して1つの固有の番号をつけるため、
 指定化学物質が追加・削除されても番号が変わらない。
 今後は、この番号でP R T R届出を行う。

番号のつけ方の違い

【政令番号】

政令改正毎に別表に並べられた物質に対し、上から順番に番号をつけているだけ。

【管理番号】

「アクリル酸ブチル」は「7」番というように、1つの物質に対し固有の番号をつける。
例えば、

- ・「アクリル酸ブチル」が指定化学物質から削除され、今後の政令改正で指定化学物質に復活した場合
⇒「7」番のまま。
- ・今まで指定化学物質に追加されたことがない物質が指定化学物質に追加された場合
⇒まだ使っていない番号をつける。

事業者の負担が軽減する理由

【政令番号を使うデメリット】

改正後も指定化学物質として別表に名前が残っている物質でも、指定化学物質の追加・削除があると番号がずれるため、改正の度に事業者が取扱っている物質について番号を調べなければならない。

【管理番号を使うメリット】

「この物質は何番」と決まっているため、今後指定化学物質の追加・削除があったとしても、調べる手間が省ける。